大阪府自殺対策基本指針・プログレスシート【施策の進行シート】

令和4年5月末

NO	指針第第3章 項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当課
	大	中	小			
1	1	(1)	①	市町村自殺対策計画の策定支援	国から提供される地域自殺実態プロファイルや政策パッケージなど,市町村の地域自殺対策計画策定に必要な情報を提供するなど策定の支援を行う。	こころの健康総合センター
2	2	(1)	①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	こころの健康総合センター
3	2	(1)	①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省 や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	地域保健課
4	2	(1)	①	自殺統計データの提供	月別自殺者数（暫定値）等の自殺統計データの提供	生活安全総務課
5	2	(2)	①	自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供（市町村別）	こころの健康総合センター
6	3	(1)	①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象等に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う	こころの健康総合センター
7	3	(1)	①	ハートサポートプロジェクト（若年層に向けた自殺予防相談窓口の広報・周知）	こころの不調をきたす若年層をターゲットとし、こころの相談窓口（電話・SNS）の積極的な活用を呼びかける効果的な広報・周知を展開する 【令和4年度新規事業】	地域保健課
8	3	(1)	②	エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズカウンセリング能力の向上を目的とした研修会及び個別施策層への支援について理解を深めるための普及啓発講習会の開催	感染症対策企画課
9	3	(1)	②	人権啓発事業	同性愛者、性同一性障がい者等の 性的マイノリティに関しての正しい知識の普及啓発を行う。 性の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくす	人権局
10	3	(2)	①	自殺予防普及啓発	国が設定する自殺予防週間（9月10日の世界自殺予防デーから1週間）、及び自殺対策強化月間（3月）に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう自殺対策推進センターと連携しながら情報提供等を行う。	地域保健課
11	3	(2)	②	相談機関等の啓発	多重債務、労働、DV、女性相談、児童問題等自殺の要因に繋がる各相談機関等を広く府民に啓発する冊子等の作成、WEB掲載	こころの健康総合センター
12	3	(3)	①	リーフレット作成・パネル作成貸出	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患の理解と対応、メンタルヘルス・自殺関連のパネルやリーフレットの作成・貸し出しや、ホームページを利用して普及啓発を行う。	こころの健康総合センター
13	4	(1)	①	教育相談に関する教職員研修	教育相談研修において、すこやか教育相談（メール相談）や関係機関連携等による自殺企図者への支援について講義。	教育センター
14	4	(1)	②	生徒指導者養成研修の周知	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	私学課
15	4	(1)	②	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会の周知	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	私学課
16	4	(1)	②	いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	私学課
17	4	(1)	②	文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自殺予防」(平成２１年３月文部科学省)の活用について、府立学校への継続的な啓発。	高等学校課
18	4	(2)	①	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症・パーソナリティ障害・自死遺族など、自殺のハイリスク群や自殺念慮をもっている人への相談従事者に専門的・実践的な研修を行う。	こころの健康総合センター
19	4	(2)	②	自殺対策人材養成研修	府内の医療機関職員向けにうつ病の治療に有用な認知行動療法を普及するための研修を行う。 【H29年度で終了】	こころの健康総合センター
20	4	(2)	③	自殺対策人材養成研修	過量服薬や自殺に関する研修会を開催する。	こころの健康総合センター・ 薬務課
21	4	(3)	②	自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象にゲートキーパー研修並びにリーダー養成等を行う。	こころの健康総合センター

NO	指針第第3章 項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当課
	大	中	小			
22	4	(3)	③	民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎の研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	地域福祉課
23	4	(3)	①	自殺対策人材養成研修	市町村で自殺対策のリーダーとなる職員に対し、事業の企画・計画作成、ネットワーク作り、事例のコーディネート等を担うための研修を行う。	こころの健康総合センター
24	4	(4)	①	労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会	労働相談担当者がメンタルヘルスケアを必要とする労働相談へ的確な対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	労働環境課 相談G
25	4	(4)	②	メンタルヘルスに関するリーフレット・自殺総合対策相談対応手引き集等の配布	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	こころの健康総合センター
26	4	(4)	③	職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職域におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	こころの健康総合センター
27	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師となれるよう講習会で研修講師を養成する。	こころの健康総合センター
28	4	(4)	④	自殺危機初期介入スキルワークショップの開催・講師派遣	今まで養成したリーダーに講師をなってもらい、地域で自殺予防のゲートキーパーの役割を果たすための初期介入スキルを身につけるワークショップを開催する。	こころの健康総合センター
29	4	(4)	④	自殺対策人材養成研修	精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	こころの健康総合センター
30	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成研修	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	こころの健康総合センター
31	4	(5)	①	ゲートキーパー養成研修テキスト作成	地域で標準化されたゲートキーパー研修が様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材およびリーダー養成研修テキストを作成する。	こころの健康総合センター
32	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、自殺総合対策相談対応手引き集を配布する。	こころの健康総合センター
33	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集	各機関の相談担当者が相談者の背景になる様々な問題に気づき、医療や福祉・介護・生活・法律等の専門家に確実につなぎ、生きる支援をサポートするため手引き集を配布する。	こころの健康総合センター
34	4	(6)	①	自殺対策従事者のこころのケア	自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。	こころの健康総合センター
35	4	(7)	①	自死遺族相談事例検討会	自死遺族相談において、相談従事者が臨床的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を実施する。	こころの健康総合センター
36	4	(7)	①	自殺対策人材養成研修	遺族に接する可能性の高い、保健所・市町村・消防・警察・教育等関係職員を対象に、適切な対応をするための研修を行う。	こころの健康総合センター
37	5	(1)	①	配付した冊子の普及と活用を図る。	『夢や志をはぐくむ教育』指導資料集及び教師用指導書を各学校に配付し、各学校で活用。	小中学校課
38	5	(2)	①	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修会	中小企業等におけるメンタルヘルス推進担当者（人事労務担当者等）の養成	労働環境課 相談G
39	5	(2)	①	職場のメンタルヘルスに関するセミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職場環境の形成を支援する。また、市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	労働環境課 労働環境推進G
40	5	(2)	①	中小企業労働環境向上促進事業	中小企業の事業主及び人事労務担当者･労働者に労働法の基礎的知識の周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供する講座を実施し、労働環境向上の取組みを促す。	労働環境課 労働環境推進G
41	5	(2)	②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	労働環境課 相談G

NO	指針第第3章 項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当課
	大	中	小			
42	5	(2)	②	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	男女参画・府民協働課
43	5	(3)	①	こころの健康づくりの啓発	ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防に関する啓発を行う	こころの健康総合センター
44	5	(3)	②	府営公園事業の推進	府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充によって、快適な生活環境づくりを進める。	都市整備部
45	5	(4)	①	災害時こころのケア体制整備	発災時、迅速かつ適切に被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府DPATの体制を整備する。	こころの健康総合センター
46	6	(1)	①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	地域保健課 ・保健所
47	6	(1)	①	おおさか精神科救急ダイヤル	おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神疾患で受診が必要な人に対して受診可能な医療機関を紹介	地域保健課
48	6	(1)	②	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	こころの健康総合センター
49	6	(1)	③	自殺対策人材養成研修及び講師派遣	医療・福祉・教育・介護等の関係者を対象に研修開催及び講師派遣を行う。	こころの健康総合センター
50	6	(1)	④	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	こころの健康総合センター
51	6	(1)	④	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	ホームページ等により、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談支援拠点を選定し、公表を行う	地域保健課
52	6	(1)	④	アルコール健康障がい対策推進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するアルコール健康障がい対策部会において、アルコール健康障がい対策推進計画について検討を行う。	地域保健課 こころの健康総合センター
53	6	(2)	①	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障がいに対応するため、府立精神医療センターを中核とし、地域の医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。	地域保健課
54	6	(3)	①	ネットワーク構築支援	市町村、保健センターが取り組む庁内・庁外の「自殺対策における地域ネットワーク構築」に支援協力を行う。	こころの健康総合センター
55	6	(1)	④	ギャンブル等依存症対策推進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するギャンブル等依存症地域支援体制推進部会において、ギャンブル等依存症対策について検討を行う。	地域保健課 こころの健康総合センター
56	7	(1)	①	教育振興補助金交付事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	私学課
57	7	(1)	①	子どもの人権SOSミニレター事業（法務省実施）への協力	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	私学課
58	7	(1)	①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	希望する学校に臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	高等学校課
59	7	(1)	①	福祉・医療関係人材の活用事業費	希望する学校に臨床心理士を派遣し、学校における教育相談体制の充実を図る	支援教育課
60	7	(1)	①	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校におけるスクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員等に対する相談活動及び助言・援助。	小中学校課
61	7	(1)	①	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒を取り巻く環境の改善及び助言・援助。	小中学校課

NO	指針第第3章 項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当課
	大	中	小			
62	7	(1)	①	すこやか教育相談24	24時間体制で、子ども・保護者・教職員の相談に対応	小中学校課
63	7	(2)	①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連係強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	少年課
64	7	(2)	①	・子ども家庭センター（児童相談所）における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	家庭支援課
65	7	(2)	②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	府民応接センター
66	7	(2)	②	男性のための性被害電話相談事業	性犯罪・性暴力の被害にあった男性に対して、専門の相談員（男性1名を含む2名）による電話相談を実施する。【令和4年度新規事業】	治安対策課
67	7	(3)	①	妊産婦こころの相談センター事業	拠点機関(府立母子保健総合医療センター)に専属職員を配置し、府内（大阪市・堺市含む）でメンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。	地域保健課
68	7	(4)	①	返済困難者（多重債務者）への相談支援	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する充実した相談対応の取組みの推進を図る。【H29年度で終了】	金融課
69	7	(4)	②	生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体（郡部）として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	地域福祉課
70	7	(4)	③	各実施機関が行う家庭訪問等	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	社会援護課
71	7	(5)	①	労働相談	「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	労働環境課 相談G
72	7	(5)	①	労働情報発信ステーション事業	府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	労働環境課 相談G
73	7	(5)	②	OSAKAしごとフィールドによる雇用･就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス	学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。	就業促進課
74	7	(5)	③	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から39歳まで（平成30年度は40代前半まで）の若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就業促進課
75	7	(5)	④	小規模事業経営支援事業	商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理するとともに、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。	経営支援課
76	7	(6)	①	女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。 また、市町村相談員等を対象に、ブロック別事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	男女参画・府民協働課
77	7	(6)	①	・子ども家庭センター（児童相談所）における相談支援 ・子どもの育成支援事業（24時間フリーダイヤル）	府内6箇所の子ども家庭センター（児童相談所）での児童に関する相談を実施。また、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置（24時間365日対応）。	家庭支援課
78	7	(6)	①	ひきこもり地域支援センター事業	市町村や保健所等が支援ひきこもり状態にある本人や家族に対し、必要に応じ地域にでかけて精神保健福祉医療福祉分野における専門相談（コンサルテーション）を実施する。	こころの健康総合センター
79	7	(6)	①	こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話（こころの健康相談統一ダイヤル）を実施。 9月（自殺予防週間）、3月（自殺対策強化月間）は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	こころの健康総合センター
80	7	(6)	①	わかものハートぼちぼちダイヤル	40歳未満の若者を対象にした若者向け専用電話相談	こころの健康総合センター
81	7	(6)	②	難病患者の支援	府保健所において、難病患者への訪問や、地域の関係機関と連携して、難病患者の相談・支援を行う。	地域保健課

NO	指針第第3章 項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当課
	大	中	小			
82	7	(6)	③	がん診療拠点病院に設置されたがん相談支援センターなどにおけるがん患者及び家族に対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける相談者に対して、適切な相談機関・窓口を案内	健康づくり課
83	7	(6)	④	自殺対策人材養成研修及び自殺総合対策相談対応手引き集	介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるように、研修や情報提供を行う。	こころの健康総合センター
84	7	(7)	①	薬事監視指導	薬事監視員による医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	薬務課
85	7	(7)	②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、毒物劇物監視員による店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通を防止し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	薬務課
86	7	(8)	①	自殺につながる情報の削除依頼	インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者を特定し、掲示板管理者や自殺企図者に対し、当該情報の削除依頼を推進する。	生活安全総務課
87	7	(8)	②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進	自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	少年課
88	7	(8)	②	青少年へのフィルタリング普及促進	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	青少年課
89	7	(8)	③	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク	インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	小中学校課
90	7	(8)	③	自殺予告者の安否確認の実施	インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う	生活安全総務課
91	7	(9)	①	総合相談事業交付金の交付	住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付	人権局
92	7	(3)	①	SNS相談体制整備事業　こころのほっとライン（大学生・妊婦用）	若者が抱える様々な心の悩みに対して、きめ細やかな相談支援を行うため、大学生や妊産婦を対象にSNS相談を行う。	地域保健課
93	8	(1)	①	夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	地域保健課
94	8	(1)	②	精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	地域保健課
95	8	(2)	①	大阪府自殺未遂者連携支援事業	府内救命救急センターに、搬送された自殺未遂者への支援と地域関係機関との連携について検討を行う【H30年度で終了】	こころの健康総合センター
96	8	(2)	①	自殺未遂者相談支援センター事業	自殺未遂で救命救急センターに搬送された患者で、自殺未遂者相談支援センターの相談支援に同意した者に対し、アセスメントを行い、精神科医療や相談機関へのつなぎを行い、その後治療・相談継続が行われているかなどのフォローアップを1年間定期的に実施することで、自殺未遂者の再企図を予防する。	地域保健課
97	8	(2)	①	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	地域保健課 ・保健所
98	8	(2)	①	自殺未遂者支援対象者情報の提供	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂（大阪府内居住者）が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事案の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	生活安全総務課
99	8	(2)	①	自殺対策人材養成研修	救急医療機関や警察、消防、保健所等職員を対象に、未遂者本人や家族を支援するための研修の実施及び対応QA集・事例集を配布する。	こころの健康総合センター
100	9	(1)	①	自死遺族相談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	こころの健康総合センター
101	9	(2)	①	緊急支援チームの派遣	臨床心理士、指導主事を派遣。	小中学校課

NO	指針第第3章 項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当課
	大	中	小			
102	9	(2)	①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	必要に応じて、臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	高等学校課
103	9	(2)	①	福祉・医療関係人材の活用事業費	必要に応じて、学校に臨床心理士を派遣し、学校における教育相談体制の充実を図る	支援教育課
104	9	(3)	①	自死遺族の情報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族の回復や生活支援（死後の手続き、経済問題、法律問題等について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等）の情報提供を行う。	こころの健康総合センター
105	9	(3)	②	自死遺族支援についての啓発リーフレット	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族に、地域における自助グループの情報を提供する。	こころの健康総合センター
106	9	(4)	①	教育相談に関する教職員の資質向上のための取組み	教育相談を担当する教職員の資質向上のために、遺児に対するケアも含めた取組みを進める。	教育センター
107	10	(1)	①	自死遺族団体との公民協働事業	自死遺族団体と行政機関との公民協働で事業を展開することで団体の活性化を図り、充実した遺族支援が行えるようにする。【平成29年度で終了】	こころの健康総合センター
108	10	(1)	②	自殺対策民間団体支援事業	民間団体が自殺対策として電話相談や鉄道広告などを活用した相談窓口の広報・周知等、独自の取組みを強化するため、相談支援や人材養成など事業実施体制の整備にかかる費用について補助し、活動支援する。	地域保健課
109	10	(1)	③	民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働して取組みができるように情報を提供する。	こころの健康総合センター